

平成25年西尾市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年3月5日

西尾市監査委員 手嶋英夫

西尾市監査委員 杉崎慎一郎

第1 請求文

1 措置請求書

西尾市職員措置請求書

平成25年2月6日

西尾市監査委員 手嶋英夫 殿
同 杉崎慎一郎 殿

請求の要旨

一色・吉良・幡豆消防団に対して、平成23年度消防団職務報酬が、平成23年7月29日、10月20日、平成24年1月31日、3月19日の4回に亘って、総額17,634,852円（別紙. 1, 3）が、支給された。

しかしながら、その支給対象人数は、実在団員ではなく、3消防団の定員人数の296人であった。（別紙. 1, 3）その結果、幡豆消防団は、実在しない団員4人分を過剰に受け取った。

この過剰に受け取った報酬は、当然、市に返還すべきものである。

幡豆消防団長 鈴木 茂（当時）に対して、過剰に受け取った報酬金、218,000円（54,500円*4人）の返還を求めるよう措置することを、西尾市長に対し請求する。

請求の理由

市長は、一色・吉良・幡豆消防団に対して、平成23年7月29日、10月20日、平成24年1月31日、3月19日の4回に亘って平成23年度消防団職務報酬総額

17,634,852円を支給した。

しかしながら、支給対象者数を確認することもなく、消防団定員数の296人（別紙. 1、3）分を支給した。これは、市民感覚にも、一般常識にも反する行為である。当時の消防団員の実在数は292人であり、その内容は、幡豆消防団の定員77人に対する実在団員の73人（別紙. 2-3）との差4人分である。その結果、幡豆消防団は4人分の報酬218,000円（54,500円*4人）を過剰に受け取った。

そもそも、報酬は、各個人に支給されるべきものであるにも拘わらず、各消防団長に支給するなど、もつての他である。今後は、各消防団員に対して支給の事実とその明細を知らせるべきである。

仮に、その過剰支給分の返還があるなら、その事実を証するものを明示されたい。そうでないなら、幡豆消防団長 鈴木 茂（当時）に対して、過剰報酬金218,000円の返還を求めるよう措置することを、西尾市長に対し請求する。

なお、市長からの支給は、平成23年7月29日、10月20日、平成24年1月31日、3月19日であるが、報酬は年額であり、本来は後払いのものである。従って、7月29日、10月20日、1月31日支給分は、1年を経過しているが、本来3月1日に支給されるべきものであり、報酬の過剰支給分218,000円は、全額返還されるべきものと考ええる。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

請 求 者

住所 西尾市●●●●●●

職業 ●●●●●●

氏名 ●●●●●●

（措置請求書は、原文のまま登載した。）

2 事実証明書（共通）

- (1) 平成23年度 歳出予算差引簿 非常備消防費（平成24年3月29日現在）の写し
- (2) 平成23年度 歳出予算差引簿 非常備消防費（平成24年9月27日現在）の写し
- (3) 平成23年度消防団運営交付金の実績報告書（収支報告書部分）の写し
- (4) 平成23年度消防団職務報酬の支給実績（請求人作成）

第2 監査の取扱い

前記の監査請求について監査した結果を、別紙のとおり請求人に通知した。

西 監 第 123 号

平成25年 3 月 5 日

請求人 ●●●●● 様

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫

西尾市監査委員 杉 崎 慎一郎

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 25 年 2 月 6 日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので通知する。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨について

(1) 請求内容

西尾市長が、平成 23 年度の幡豆消防団員報酬（以下「報酬」という。）について、実在する消防団員は 73 人であるのに、定員数 77 人分の報酬を支給したことは、4 人分の過剰支給である。

よって、監査委員は、市長に対し、前幡豆消防団長へ過剰に支給した 4 人分の報酬 218,000 円の返還を求めるよう措置することを請求する。

(2) 請求期間

報酬の 4 回の支給のうち 3 回は 1 年以上経過しているが、報酬は年額であり、本来後払いで年度末に支給されるものであるから、措置請求が後れたことは、やむを得ない。

(3) 提出された事実証明書

- ・ 平成 23 年度 歳出予算差引簿 非常備消防費（平成 24 年 3 月 29 日現在）の写し
- ・ 平成 23 年度 歳出予算差引簿 非常備消防費（平成 24 年 9 月 27 日現在）の写し
- ・ 平成 23 年度消防団運営交付金の実績報告書（収支報告書部分）の写し
- ・ 平成 23 年度消防団職務報酬の支給実績（請求人作成）

2 請求の受理について

本件請求は、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に掲げる所定の要件を具備しているものと認められた。

なお、「請求期間に関する要件」について疑義があったものの、これについては、監査の過程において明らかになるものと解し、平成 25 年 2 月 8 日付けで受理した。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述について

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から辞退の申し出があったため行わなかった。

また、請求人からの新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項について

平成 23 年度消防団員報酬について、「4 人分の過剰支給」の事実を監査対象とした。

3 監査対象部課について

消防団関連事業を所管する消防本部総務課

4 事実関係の確認について

報酬の支給根拠及び支給実績は、次のとおりである。

(1) 報酬の支給根拠

ア 西尾市消防団条例

(報酬)

第 14 条 団員に次の表に掲げる報酬を支給する。

区分	報酬の額(年額)
団長	143,000 円
副団長	124,000 円
分団長	107,000 円
副分団長	90,000 円
部長	65,000 円
班長	58,000 円
団員	55,000 円

2 前項の規定による報酬の支給については、西尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 40 年西尾市条例第7号)の例による。

イ 西尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

(年額報酬の支給)

第5条 報酬を年額で受ける非常勤の職員には、その職についた日の属する月から報酬を支給し、その職を離れたときは、その日の属する月まで報酬を支給する。ただし、月を同じにして職に異動を生じたときは、その月の翌月から新たな職に対する報酬を支給する。

2 報酬は、毎年度末に支給する。

(支給日の特例)

第6条 特に必要があると認められるときは、前3条の規定にかかわらず、支給日を繰り上げて支給することができる。

(2) 報酬の支給実績

平成23年度における報酬の支給は、「消防活動を円滑に遂行するため」という理由から、支給日の特例により次のとおり4回に分けて支給され、その合計額は4,472,014円であった。

第1期分	1,117,632円	平成23年7月29日
第2期分	1,117,114円	平成23年10月20日
第3期分	1,118,268円	平成24年1月31日
第4期分	1,119,000円	平成24年3月19日
合計	4,472,014円	

5 請求期間に関する要件について

住民監査請求に関し、法第242条第2項には「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と請求期間の制限が規定されている。

同項の趣旨は、「普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくない」(最高裁昭和63年4月22日判決) というものである。

(1) 当該行為のあった日

上記当該行為のあった日の「当該行為」とは、通常一回的な財務会計上の行為と解されていることから、4回の支給のうち、第4期分(平成24年3月19日)の支給以外は、監査請求までに1年以上を経過していることになる。

(2) 正当な理由

この「正当な理由」の有無について最高裁では、「特段の事情のない限り、普通地

方公共団体の住民が「相当の注意力」をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から「相当な期間内」に監査請求をしたかどうかで判断すべきものである」と判示している。(平成 14 年 9 月 12 日判決)

ア 相当の注意力

「相当の注意力」について最高裁では、「決算説明書が一般の閲覧に供されて市の住民がその内容を了知することができるようになったころには、市の住民が上記各書類を「相当の注意力」をもって調査するならば、客観的にみて本件各契約の締結又は代金の支出について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができた」と判示している。(平成 14 年 9 月 17 日判決)

イ 相当な期間

「相当な期間内」の判断として、最高裁では、当該行為を知ることができたと解される時から、約 2 か月であれば期間内であるが、約 3 か月であれば期間を経過していると判示している。(平成 14 年 9 月 12 日判決)

第 3 監査の結果

平成 24 年 9 月 27 日現在の事実証明が添付されていること、あるいは、決算書及び決算説明書が一般の閲覧に供された日は、平成 24 年 9 月 28 日であることから、遅くともこの時には、監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を認識できていたにも拘らず、これを相当な期間以上放置したことが、期間徒過の直接の原因と言わざるを得ない。

よって、第 1 から第 3 期分の報酬の支給について、適法な「正当な理由」は見当たらないので、監査請求の対象は平成 24 年 3 月 19 日に「第 4 期分 1,119,000 円」を消防団員に支給した行為とし、次の事実を確認した。

(単位：円)

	区分	報酬額	所得税	支払額	人数(人)
幡豆消防団	本団	66,750	1,282	65,468	2
	第 1 分団	519,250	2,963	516,287	35
	第 2 分団	533,000	3,015	529,985	36
	計	1,119,000	7,260	1,111,740	73

第4 監査委員の判断

監査の対象とした第4期分（平成24年3月19日）の支給実績は、実在する消防団員73人に対するものであり、請求人が主張する事実は何処にも認められない。

また、その余の部分については、「正当な理由」もなく1年の請求期間を超えて提出されたものであり法第242条第2項の要件を欠いたものである。

第5 結 論

以上のことから、本件請求を却下する。